

資産運用立国推進分科会の開催について

令和5年10月4日
新しい資本主義実現会議議長決定
令和7年3月19日
一部改正

- 1 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において、資産運用立国の推進について、「インベストメント・チェーンを構成する各主体をターゲットとした取組をパッケージとして推進すべく」、「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月13日資産運用立国分科会取りまとめ）に基づき、「その後深掘りした内容を含め」、「具体策を実施する」とされた。このため、資産運用立国に関する施策の進捗状況及び効果を評価するとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、資産運用立国推進分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、分科会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

分科会長 内閣府特命担当大臣（金融）

構 成 員	安藤 聡	金融経済教育推進機構理事長
	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院教授
	大場 昭義	日本投資顧問業協会会長
	佐藤 久恵	国際基督教大学評議員
	中曾 宏	株式会社大和総研理事長
	中村 明弘	企業年金連合会運用執行理事
	野崎 浩成	東洋大学国際学部教授
	藤田 薫	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社マネージング・ディレクター/プライベート・ウェルス・ソリューションズ日本責任者

- 3 分科会の庶務は、金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、決裁の日から施行する。
- 2 資産所得倍増分科会の開催について（令和4年10月17日新しい資本主義実現会議議長決定）は廃止し、これまで同分科会において検討した事項等については、分科会に引き継がれるものとする。